

災害時における物資の調達に関する協定書

山形県警察（以下「甲」という。）と山形県酒類卸株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における警察活動に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の調達を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続等について定めるものとする。

（調達の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 山形県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山形県外の災害について山形県警察が派遣を要請されたとき。
- (3) 山形県外の災害について、警察庁又は他の都道府県警察から物資の調達あっせんを要請されたとき。

2 前項の規定による要請は、乙に対し、「物資の調達に関する要請書」（別紙様式）（以下「要請書」という。）を交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。

3 前項の規定により要請した場合は、甲は事後速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、要請された物資を供給するための措置をとるとともに、その措置状況を「物資供給連絡書」（別紙様式）により甲に提出するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、要請時点で乙が調達・製造が可能なものとする。

- (1) 災害発生時の救難・救助活動及び災害警備活動並びに検視活動等に使用する警察装備品、日用品、食糧品等
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の供給）

第5条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、甲の指定する日時までに甲の指定する場所において物資を引き渡すものとする。

2 物資の引き渡しの際は、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上受領するものとする。

3 乙は、甲に物資を引き渡すときは、乙の納品書を添付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、引き渡し後速やかに提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害時直前における乙の店頭価格を基準として、甲、乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求に基づき支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は協定締結日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月2日

甲 山形市松波2丁目8番1号

山形県警察本部長 世取山 茂



乙 寒河江市中央工業団地155番の4

山形県酒類卸株式会社

代表取締役 新田 公孝



別紙様式

物資の調達に関する要請書

平成 年 月 日

山形県酒類卸株式会社 様

山形県警察本部長

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。
記

要 請 品 目	数量	引 渡 場 所	引 渡 要 請 日 時
			月 日 時頃

担当者：警察本部会計課
Tel023-626-0110 (代)

印

物資供給連絡書

平成 年 月 日

山形県警察本部長 殿

山形県酒類卸株式会社

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づく物資調達の要請について、下記のとおり供給します。

記

供 給 品 目	数量	引 渡 場 所	引 渡 日 時
			月 日 時頃

担当者：山形県酒類卸株式会社
Tel0237-83-0030 (代)

印